2026年11月13日

各　位

会社名　株式会社　堀場製作所
代表者名　代表取締役社長　足立　正之
（コード番号6856　東証プライム市場）
問合せ先　総務部長　堀井　愛士
（ＴＥＬ．０７５－３１３－８１２１）

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

１．株式分割について

（１）株式分割の目的

今回の株式分割は、株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

（２）株式分割の概要

① 分割の方法

2026年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2026年12月30日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式１株につき、５株の割合をもって分割します。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	42,233,252株
今回の分割により増加する株式数	168,933,008株
株式分割後の発行済株式総数	211,166,260株
株式分割後の発行可能株式総数	500,000,000株

③ 日　程

基準日公告日	2026年12月16日
基準日	2026年12月31日
効力発生日	2027年１月１日

（３）その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 2026年12月期の期末配当

今回の株式分割は、2027年１月１日を効力発生日としていますので、2026年12月31日を基準日とする2026年12月期の期末配当については、株式分割前の株式が対象となります。

③　新株予約権の行使価格等の調整

今回の株式分割に伴い、第１回株式報酬型新株予約権（2009年）から第13回株式報酬型新株予約権（2021年）につき、行使価格の調整は行わず１株につき１円とし、調整後の付与株式数については調整前付与株式数に５を乗じた株数といたします。

④　譲渡制限付株式報酬・事後交付型株式報酬の総数上限の調整

2022年３月26日開催の第84回定時株主総会で決議された当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬・事後交付型株式報酬制度について、各事業年度において当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数上限を、2027年１月１日付で、以下の通り調整いたします。

調整前の総数の上限	調整後の総数の上限
50,000株	250,000株

２．株式分割に伴う定款の一部変更について

（１）定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき2027年１月１日を効力発生日として、当社定款第６条の発行可能株式総数を変更いたします。

（２）定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部は変更部分を示します）

現行	変更案
第　６　条　（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 100,000,000株とする	第　６　条　（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 500,000,000株とする

（３）定款変更の日程

定款変更の効力発生日 2027年１月１日

以　上